



ALPS ECONOMY

【シリーズ】
家族構成別
ライフプラン
Vol.4

シングルマザー！ シングルファザーの ライフプラン

—奨学金・教育ローン・児童手当・年金



竹下 さくら

なごみFP事務所
ファイナンシャル・プランナー

【たけした さくら】ファイナンシャル・プランナー。主な著書に「最新版 ローン以前の住宅購入の常識」「日本一わかりやすいお金の本」（講談社）、「『保険に入ろうかな』と思ったときにまず読む本」（日本経済新聞出版社）、「女性のためのお金の教科書」（宝島社）などがある。近著は「住宅1年生の『ローンの教科書』」（エクスナレッジ）。

離別・死別・行方不明など、様々な理由

で「ひとり親世帯」になる可能性は少なくはありません【図表1】。厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」によると、母子世帯は123・8万世帯、父子世帯は22・3万世帯（推計値）。母子世帯の母自身の平均年収は223万円（うち就労収入は181万円）、同じく父自身の平均年収は380万円（うち就労収入は360万円）という状況です。

シングルマザー・シングルファザーという生き方は、一人でありながら、両親の役割を務めて子育てしながら、一家の大黒柱として大きな責任を負うことになるため、想像以上に困難な状況にあります。

その上、ライフプランを立てる上で必要な情報が不足しがちで、自分で情報収集しようにも家事に育児に仕事に追われて時間の捻出がなかなか難しいと言います。誰か

に悩みを打ち明けようと思っても、共感を得られる同じ状況の相談相手を得にくく、

精神的・経済的に追い込まれてしまうケースも少なくありません。

そこで、今回は、ひとり親世帯において、目下の懸案事項である「子どもの教育資金」に焦点をあてながら、ひとり親世帯が受けられる助成制度等の概要とライフプランの考え方のポイントについて取り上げます。

公的な手当はしっかりともらおう

ひとり親世帯が受けられる公的な援助の代表格は「児童扶養手当」です。18歳までの子どもがいる（満18歳に到達して最初の3月31日までの間にある）ことや、養育者の所得が一定水準以下であること、ひとり親世帯などの所定の要件を満たしていれば、市区町村に申請することで翌月から受け取

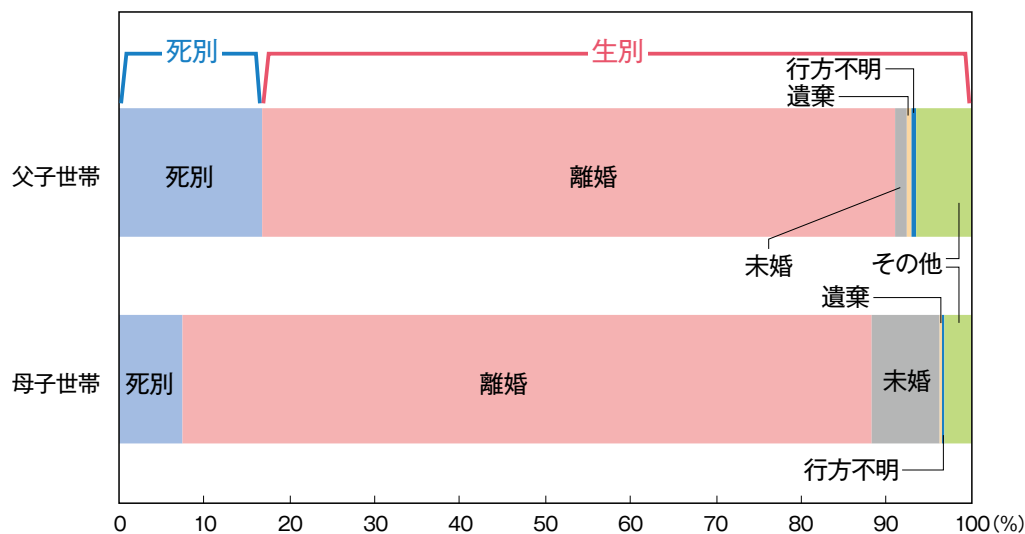
ることができます。

手当月額は、受給者の前年の所得によって決まります【図表2】。所得が高いほど手当の金額も低くなるしくみで、所得制限限度額表による額以上の所得がある場合は、たとえ他の要件を満たしていても手当を受取ることはできません。

児童1人の例で言えば、所得が130万円までなら4万1020円。130万円を超える場合は、所得が200万円なら3万690円、300万円では1万8010円、365万円なら9680円といった具合に、手当月額はどんどん少なくなります。2人目については50000円、3人目以降は1人につき30000円が加算されるというのがおおまかなしくみです。

母子世帯であれば母親の所得をもとにして手当月額が決まるのが通常ですが、たとえば、その母親が両親と同居しているケー

図表1 ひとり親世帯になった理由別の世帯構成割合



出典：厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/

スでは、その世帯内で最も所得が高い扶養義務者の所得をもとにして決定されています。点には特に注意が必要です。両親のほうに豊かだから頼るわけなので、両親と同居のケースをみると児童扶養手当を受け取れないケースが多くみられます。

「児童扶養手当」のほか、児童が満18歳

図表2

【児童扶養手当の額】

区分	手当の全額を受給できる場合	手当の一部を受給できる場合
児童1人の場合	月額41,020円	所得に応じて月額41,010円～9,680円の範囲で決定される
児童2人の場合	月額46,020円	児童1人の手当月額に5,000円加算した額
児童3人以上の場合	3人目から児童1人増えるごとに3,000円加算	

※手当月額は、全国消費者物価指数の変動などにより改定されることがある（平成26年4月分から△0.3%の改定）。

に到達して最初の3月31日までの間にあるひとり親世帯を対象としては、児童1人につき月額1万3000円が支給される「児童育成手当」という制度もあります。所得制限がありますが、児童扶養手当よりは高めの額で設定されていますので、市区町村のホームページなどで詳細を確認してみてください。

児童扶養手当を受けられるケースでは、

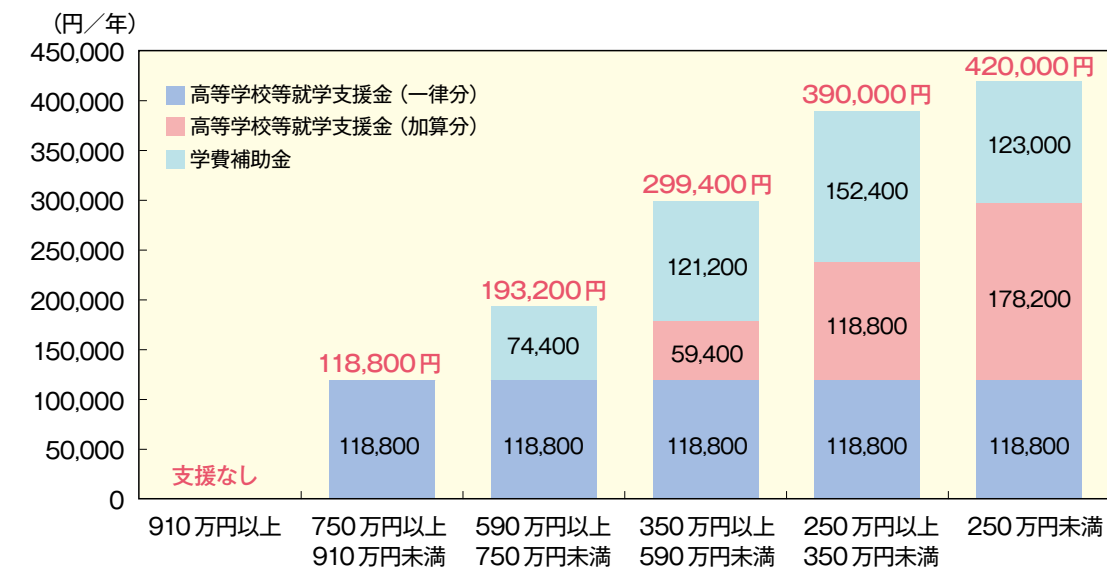
【児童扶養手当の所得制限限度額表】

		母、父または養育者		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
		全額支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
扶養親族等の数	0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
	1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
	2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
	3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
	4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満
	5人	209万円未満	382万円未満	426万円未満

併せて、子どもを預けて働く際の「保育園の保育料の減免」や、「ひとり親家庭等医療費助成制度」などを受けられる自治体が大半です。この医療費助成制度は、子どもが18歳になるまで医療費助成が受けられるだけでなく、親の医療費も1カ月あたり数百円で済むところが多いです。

公的支援のほかに、児童扶養手当を受給していることを要件に、「交通機関の割引

図表3 高等学校等就学支援金と学費補助金



※神奈川県の場合

※神奈川県のホームページより筆者が作成 (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f328/p4425.html>)

(公営バスの割引、J Rの通勤定期乗車券が3割引で購入できる、など)「粗大ごみ等処理手数料の減免」「上下水道の減免」といった制度を利用できることが多いので、調べてみると良いでしょう。

高校までの教育資金を補う手立て

ひとり親世帯の場合、子育てのために早帰りをしている関係で残業できなかったりフルタイムで働くこともなかなか難しく、同年代の同僚に比べて就労収入がどうしても少なくなりがちです。入ってくるお金はなかなか増えない中、子どもにかかるお金は、成長とともに年々増えていくトレンドなので、目下の懸案事項は子どもの教育資金というご家庭も少なくありません。

そこで、まず、公的な支援を掘り起こしてみようと、ひとり親世帯に限らず、日本国内に住む0歳以上中学卒業までの児童が対象となつて受け取れる「児童手当」は要チェックです。

これは、子どもが「3歳未満」であれば月額1万5000円、「3歳以上」小学校終了前までは第1子・第2子については月額1万円、第3子以降は月額1万5000円、そして「中学生」は1万円を受け取れるもので、単純に考えても総額で200万円近い額を受け取れる計算です(年収が960万円以上ある場合は月額5000円)。高校や大学への進学時にかかるお金が特に心配であれば、この児童手当を意識して貯めることで、将来の高校・大学進学時の安心感が高まります。

さて、小学校・中学校では、児童扶養手当を受けているなど自治体の要件に合えば、

修学支援として文房具や教材、給食、修学旅行費、入学一時金などが市町村から支給されるので学校に支払うのはPTA会費と卒業アルバム代程度で済みます。

また、特に負担が大きくなりがちな高校については、いわゆる「高等学校授業料の無償化」によつて、年収の多寡によつて授業料の援助を受けることができます【図表3】。

この制度は2014年4月から大きくしくみが変わっており、国からの「高等学校等就学支援金」については、収入の目安として910万円程度までのご家庭なら年収11万8800円を受け取れます。また、590万円程度までであれば、加算額があります。

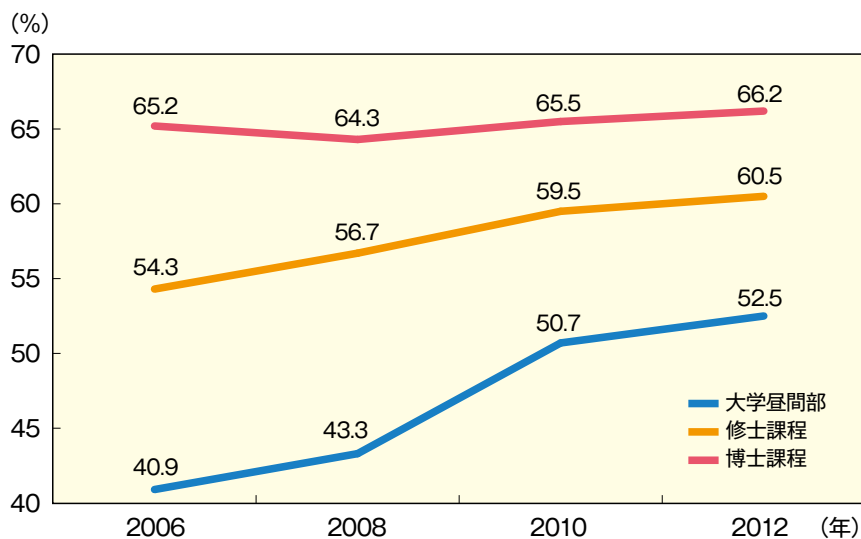
加えて、都道府県からは、年収750万円程度までのご家庭であれば「学費補助金」が受け取れます。

たとえば、私立高の学費の例で言えば、「授業料」+「施設費」+「修学旅行積み立てなど」で構成されていますが、「高等学校等就学支援金」と「学費補助金」はこのうち授業料が上限となる点は知っておきたいところです。

大学の費用は奨学金や教育ローンも視野に

母子世帯や父子世帯になった場合、子どもに人並みの教育を受けさせてあげた

図表4 奨学金受給状況（受給者率）
（全学生のうち奨学金を受給している者の割合）



出典：日本学生支援機構「平成24年度学生生活調査」
http://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_chosa/12.html

いと思う気持ちは人一倍強いものですが、特に負担が重いのは、やはり大学進学時の費用です。独立行政法人日本学生支援機構「平成24年度学生生活調査」によると、大学生の奨学金の利用状況は52・5%で過去最高を記録しました【図表4】。修士課程・博士課程に進む際はほとんど利用者が多かったのですが、大学昼間部での利用者が、ひとり親世帯に限らず、年々増えてきている現状があります。

図表5 日本学生支援機構の奨学金の概要

	第一種奨学金（無利息）	第二種奨学金（利息付）
対象	大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）に在学する学生・生徒	大学院・大学・短期大学・高等専門学校（4・5年生）・専修学校（専門課程）の学生・生徒
利息	無利息	年利3%を上限とする利息付（在学中は無利息）。 ※平成26年9月末の利率：利率固定方式（貸与終了時の利率を返還完了まで適用する）で年0.79%、利率見直し方式（返還中おおむね5年ごとに利率を見直す）で年0.20%
選考	特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に貸与	第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与
貸与月額	学種別・設置者・入学年度・通学形態別に定められている	本人が5種類の貸与月額から自由に選択でき、さらに在学採用の場合は申込年度の4月まで遡って貸与を受けることができる

第一種（無利息）と第二種（利息付）があり、第一種は、特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に貸与されます【図表5】。いくら貸与を受けられるかは、学種別・設置者・入学年度・

通学形態別に定められています。もしも、第一種（無利息）を利用することができれば、「所得連動返還型無利子奨学金制度」という、卒業後に一定の収入を得るまでの間は願出により返還期限を猶予できる制度を利用できるので、

将来の返還の不安を軽減し、安心して修学しやすくなります。

第二種（利息付）を利用する場合も、在学中は無利息で、年0・79%（平成26年9月末の利率）の利率固定方式のため、金融機関に比べて圧倒的に低利で借りることができる点が魅力です。

募集時期は高校3年在学中で、第一種が5月～7月中旬、第二種が5月～11月下旬に高校を通じて申込みをします。2～3カ月後に採否結果通知が届くので、大学に入学後、進学届を提出して奨学生として採用決定されたら毎月定額で貸与される流れになります。

さて、日本学生支援機構の奨学金とともに検討されるのが、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」です。銀行などの民間金融機関のもの

図表6 日本学生支援機構の奨学金と教育ローンの違い

	日本学生支援機構の奨学金	国の教育ローン	一般的な教育ローン
利用者	学生本人	保護者	保護者等
基準	保護者の収入などが一定額以下 (学生の学業成績を審査)	保護者の収入などが一定額以下	借入れをする保護者等の収入が一定額以上
申込み時期	決められた募集時期	いつでも可能	いつでも可能
資金の受け取り方	毎月、定額	1年分まとめて	契約が成立次第、一括で貸し付け
利用可能額	・ 第一種奨学金：月額4.5万円 (私立大学、自宅通学の場合) ・ 第二種奨学金 月額3～12万円から選択	子供1人あたり350万円以内 (外国の短大、大学、大学院への 留学は450万円以内)	金融機関によって異なる
利息	第一種奨学金は無利息。 第二種奨学金は在学中は無利息で 卒業後に利息が発生する	在学期間内は利息のみの返済 とすることが可能	貸し付けと同時に利息が発生 (在学中も返済が必要。利息のみの 返済とするタイプもある)
申込み窓口	在学中の学校	日本政策金融公庫の各支店	各金融機関の窓口等

(メガバンクの金利…2・975%～4・550%、変動金利)に比べ、低利(2・35%、固定金利)で借りられるので人気です(金利の例は平成26年10月現在のもの)。必要時にいつでも申込みすることができ、1年分まとめて融資を受けることができます。

【図表6】は奨学金と教育ローンの違いをまとめたものですが、奨学金は返済する人が子ども本人であるのに対し、教育ローンは返済するのが親である点が大きく異なります。日本学生支援機構の奨学金と国の教育ローンは、保護者の収入が一定額以下であることが必要ですが、民間金融機関の方は逆にある程度の収入がないと利用できない位置づけです。

このほかにも、大学独自のものや自治体、NPO法人、新聞奨学生など、様々な支援策があり、中には返還不要のものもありますので、前向きに情報収集するのがおすすめです。

税金や健康保険・年金の減免制度

このほか、税金や社会保険料についても減免・割引制度が用意されていますので、使えるものもれなく活用したいところです。

父子世帯の場合、納税者本人が寡夫の場合に「寡夫控除(所得控除)」が受けられます。

(1) 妻と死別、または離婚後、婚姻していないこと。あるいは妻が生死不明であること。

(2) 生計を一にする子どもがいること(この子どもは、所得が基礎控除の額以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になつていないこと)。

(3) 父本人の所得が500万円以下で、65歳未満であること。

という3つの要件を満たすと「寡夫」に該当するため、所得税の課税対象から27万円を控除でき、税金を減らすことができます。

対して、母子世帯の場合には、女性の納税者が所得税上の寡婦に当てはまる場合に「寡婦控除(所得控除)」を受けられます。「寡婦」の要件は、前記の3つを妻の場合に読み換えた内容のイメージです。ただし、(2)について子どもが扶養親族の場合には「特定の寡婦」扱いとなり、寡婦控除27万円に8万円を加算した35万円とする特例があります。

ここで、年金保険や健康保険に関して言及しておく、会社勤めなど社会保険料を納めている人については、残念ながら減免制度はありません。自営業などで国民年金、国民健康保険の場合は、所得が少なくて保険料を納めることが困難であれば、本人の申請によって保険料を全額または半額免除する制度が設けられています。また、国民健康保険には、所得が基準以下の家庭など何らかの理由で収入が大きく減少して保険

料の支払いが困難なときには、保険料を減免できる場合があります。

人生3大資金の考え方

今後のライフプランを経済的な側面から考えるとき、特に大事なのが人生3大資金（教育資金、住宅資金、老後資金）のバランスです。

20歳未満の児童を養育している母子世帯・父子世帯の世帯主で、月額1万円を超える家賃を払っている場合などを対象に助成制度を設けている自治体が多くみられますが、自治体により内容はまちまちです。世田谷区の例では、ひとり親世帯は、都営住宅の当選率が一般世帯より優遇されたり、就学前の幼児1人以上または高等学校以下の就学児童2人以上がいる場合は、都営住宅の使用料負担額が2分の1になります（所得制限があります）。

一定の所得以下であれば、児童扶養手当を受けたり、こうした住宅助成制度を活用してひとりでがんばるというのも一策です。



いったん親元に戻ると、子どもの教育方針の不一致などで親元からやっぱり独立したいと思った際に、経済的な部分に不安を感じて一歩踏み出す勇気が持てないという話もよく耳にします。前述の各種の公的な支援や住宅助成制度などは児童扶養手当を受け取っていることを要件としたものが多いので、前述のように親元に帰ることで児童扶養手当が受け取れなくなってしまうケースでは、親元に頼らざるを得ない現状に精神的なストレスがたまりがちに。すべてが円満なケースではないので、住宅に関して、子育て期間、子ども独立後に分けて、助成が受けられる期間なども確認しながら、親元に身を寄せる選択肢も含めていつまでどこで暮らすかのイメージを持つておくことがとても重要です。

なお、「老後資金」については先の話と異なっていますが、子育て後に取り掛かろうと思っているうちに有利な制度を利用できるタイミングを見逃してしまうことには留意が必要です。児童扶養手当や遺族年金（死別の場合）を受け取っているのであれば、「少額貯蓄非課税制度（マル優）」「障害者等の少額公債の利子の非課税制度（特別マル優）」「福祉定期」といった特別な金融優遇制度を使えますので、効率よく活用したいところです。

普通なら、預貯金の利子には所得税15%と住民税5%が課税されて、その税金分を差し引いた残額が手元に振り込まれるしく

みです。それが、マル優なら、少額預金や少額公債（国債、地方債）、郵便貯金それぞれについて、元本350万円まで利子が非課税にできるのです。加えて、特別マル優では、利付国債と公募地方債のみを対象とし、1人につき額面350万円までに対する利子が非課税になります。この特別マル優による利子の非課税枠は、マル優とは別枠で利用できるので、合計700万円まで利子非課税扱いにできる計算です。

「福祉定期」は、通常の定期預金に比べて有利な利息を受け取れるもので、1人につき300万円まで、期間も1年間と限定されています。預入したい銀行や郵便局の窓口相談すると良いでしょう。

「老後資金」は「教育資金」のための貯蓄の延長線上にあります。ひとり親世帯では経済的に苦しい状況もありますが、少しずつでも貯蓄する習慣をつけることが、何よりも将来への不安を減らす近道になります。

家計にゆとりを生み出すには、「収入を増やす」「支出を減らす」「お金に働いてもらう」の3つの方法が基本なので、もらえる手当はしっかりともらい、減免できるものは少しでも多く活用し、使える金融優遇制度はできるだけ活用したいところです。ひとり親世帯は、ひとりで父親・母親代わりをこなさなければならぬので、無理は禁物。こうした制度をフル活用して身体や精神への負担を減らしてみたいかがでしょうか。